



鳥取県公共測量作業規程の変更について（通知）

技術基準の種類:業務委託
通知日:平成8年10月18日

管第521号
平成8年10月18日

部内各課（室）長様
各土木事務所長様
鳥取港湾事務所長様
土木部長

鳥取県公共測量作業規程の変更について（通知）

鳥取県公共測量作業規程は、測量業務委託共通仕様書（昭和54年11月13日付発管第198号土木部長通知）により、測量作業の実施基準として規定しているところです。
このたび、建設省公共測量作業規程が変更になったことに伴い、鳥取県公共測量作業規程をこれに準じて変更したので、平成8年11月1日以降起工決裁する委託業務に適用してください。
（別添省略）